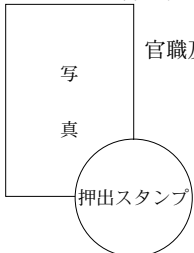


様式第2号(2)(第45条関係)

(表 面)

	第 号 年 月 日発行
	身 分 証 明 書
	官職及び氏名 年 月 日生
写 真	
	上記の者は、公害健康被害の補償等に関する法律第140条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
	都道府県知事 又は政令市長

(裏 面)

<p style="text-align: center;">公害健康被害の補償等に関する法律抜粋</p> <p>(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)</p> <p>第140条 都道府県知事は、認定又は補償給付(療養の給付を除く。以下この項において同じ。)の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断又は補償給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又はその職員に質問させることができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その</p>	<p>他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第149条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第146条第1号若しくは第3号又は第147条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p>
--	---

備考 用紙の大きさはA列6番とし、中央点線の所から二つ折とすること。